

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第71号）附則第1項ただし書に規定する改正の施行期日は、平成20年4月1日とする。